



< 企業再編 合併後経審 >

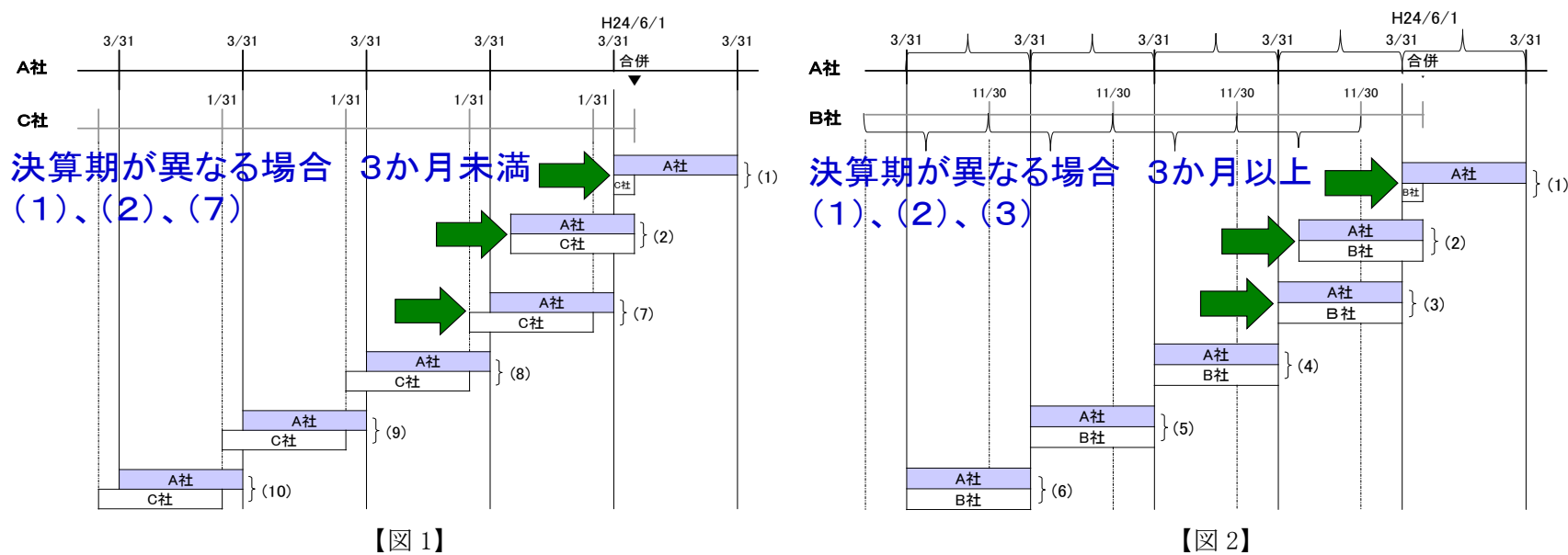
合併時経審が終わると次は合併後経審です。合併後経審では下図の通り、決算期が異なる場合においても決算期の差が3か月未満の場合（注）には、図1のように（1）、（2）、（7）のそれぞれの事業年度の合算財務諸表により審査を受けます。決算期の差が3か月以上の場合（注）には、図2の（1）、（2）、（3）のそれぞれの事業年度の合算財務諸表により審査を受けます。

まず、当期の数値（図1、図2の（1）の審査対象事業年度）は、「合併後最初の事業年度終了の日における財務諸表をもって審査する。」となっていますが、合併における審査の趣旨から、その審査対象事業年度の期間に含まれる被合併法人の数値も合算する必要があります。図の例では、平成24年6月1日に合併していますので、図1ではC社、図2ではB社の平成24年4月1日から6月1日の財務諸表を作成した上で、A社の平成24年4月1日から平成25年3月31日の事業年度の数値に合算します。

また、合併時経審のように、前審査対象事業年度（図では、（2）の平成23年6月2日から平成24年6月1日の事業年度）に特例はありません。

（注）「決算期の差が3か月以上」とは、「消滅会社の直前の事業年度の終了の日が存続会社の直前の事業年度終了の日の3か月以上前の日である」ことをいいます。存続会社を起点に計算することと前3か月であって、存続会社の決算期前後3か月でないことに注意しましょう。

どの合算財務諸表が必要か



合併時経審においては、企業会計上あるいは法人税法上時価で被合併法人の資産負債を引き継ぐ場合に（この点については、WiseNET2012.5月号参照）、合算財務諸表をどのように作成するのか迷う場合もありますが、合併後経審においては、被合併法人の資産負債は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って時価又は帳簿価額で引き継がれていますので、その処理に従って財務諸表が作成されます。そこで、合併に伴い経審の点数が上がるのか下がるのかを事前に十分検討しておく必要があります。

経審においては、固定資産の増加、負債の増加により通常は点数が下がりますので合併という手法がよいのかどうか会社分割等其他の方法も検討してみましょう。

WISENET編集部 松村 清（税理士）

注：合併後経審・・・「合併後最初の事業年度終了の日を審査基準日とする経営事項審査」をいいます。

「建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」より